

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(3) 契約は<u>シーズン</u>中において一方的に解除することができない。</p> <p>④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。</p> <p>(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額(以下、「控除残存報酬額」という。)とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の<u>3か</u>月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の<u>6か</u>月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。</p> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p> <p>(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で25名以内(以下「25名枠」という)とす</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(3) 契約は<u>競技会期間</u>中において一方的に解除することができない。</p> <p>④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。</p> <p>(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額(以下、「控除残存報酬額」という。)とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の<u>3ヶ</u>月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の<u>6ヶ</u>月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。</p> <p>1-6 選手の登録数 ([別紙]表-1参照)</p> <p>① プロA選手の登録数</p> <p>(1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で25名(ただし、<u>2024年シーズンは27</u></p>	<p>FIFA規則(第16条)改正に伴うもの</p> <p>表現のゆらぎ修正</p> <p>Jリーグからの要請(オリンピック開催年の特別措置)</p>

る。

## 1-6-2 ホームグロウン制度

### ① ホームグロウン選手の定義

12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームに登録された期間(以下、本条において「育成期間」という。)の合計日数が990日(Jリーグの3シーズンに相当する期間)以上である選手を、本条において当該Jクラブのホームグロウン選手という。

### ② ホームグロウン選手の登録義務

Jクラブの第1種チームは、当該シーズンの初回の登録ウインドーの終了日(以下、「カウント基準日」という。)において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。

2025年シーズン以降: 別途定める

### ③ ホームグロウン制度の不遵守

Jクラブの第1種チームが、カウント基準日において前項に定める人数のホームグロウン選手を登録しなかった場合、翌シーズンにおいて当該チームが登録できるプロA選手の数(本規則1-6①に定める)は、前項に定める人数に満たない人数分減じられるものとする。ただし、当該クラブがJリーグの会員でなくなった場合はこの限りではない。

## 1-8 契約更新([別紙]図-2及び図-3参照)

### ⑥ 移籍リストへの登録

(6)(5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8か月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

## 2. 登録

名)以内(以下「25名枠」という)とする。

## 1-6-2 ホームグロウン制度

### ① ホームグロウン選手の定義

12歳の誕生日を迎える年度から21歳の誕生日を迎える年度までの期間において、特定のJクラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームに登録された期間(以下、本条において「育成期間」という。)の合計日数が990日(Jリーグの3競技会期間に相当する期間)以上である選手を、本条において当該Jクラブのホームグロウン選手という。

### ② ホームグロウン選手の登録義務

Jクラブの第1種チームは、当該シーズンの初回の登録ウインドーの終了日(以下、「カウント基準日」という。)において、次に定める人数以上のホームグロウン選手を登録していなければならない。

2025年シーズン J1:4名 J2/J3:2名

2026年シーズン以降:別途定める

### ③ ホームグロウン制度の不遵守

Jクラブの第1種チームが、カウント基準日において前項に定める人数のホームグロウン選手を登録しなかった場合、翌シーズンにおいて当該チームが登録できるプロA選手の数(本規則1-6①に定める)は、前項に定める人数に満たない人数分減じられるものとする。ただし、当該クラブがJリーグの会員でなくなった場合はこの限りではない。

## 1-8 契約更新([別紙]図-2及び図-3参照)

### ⑥ 移籍リストへの登録

(6)(5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

## 2. 登録

FIFA規則改正に伴う適正化

2025年シーズンを規定

表現のゆらぎ修正

表現のゆらぎ修正

## 2-1 本協会への登録

### ② 加盟チームの種別

本協会に加盟登録するチームは、以下のとおり種別される。

(1)第1種：年齢を制限しない選手により構成されるチーム

(2)第2種：18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

(3)第3種：15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

(4)第4種：12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

(5)女子：女子の選手により構成されるチーム。ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする

(6)シニア：40歳以上の選手により構成されるチーム

上記に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日(3月31日)現在の年齢とする。

### ④ 選手登録区分申請料

選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。

(1)プロ選手:各年度あたり10,000円

(2)アマチュア選手からプロ選手への区分変更:1回あたり10,000円

(3)プロ選手からアマチュア選手への区分変更:1回あたり5,000円

## 2-1 本協会への登録

### ② (削除)

### ④ 選手登録区分申請料

選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。

(1)プロ選手:各年度あたり10,000円(不課税)

(2)アマチュア選手からプロ選手への区分変更:1回あたり10,000円(不課税)

(3)プロ選手からアマチュア選手への区分変更:1回あたり5,000円(不課税)

加盟チーム規則に規定があるため削除

不課税であることを明記(インボイス制度対応)

同上

同上

⑩ シーズン

本規則において、シーズンとは、当該年における初回の登録ウインドー開始日から12か月の期間とする。

⑪ 登録ウインドー

- (1) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間(以下「登録ウインドー」という)においてのみ登録されることができる。
- (2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

イ. 初回の登録ウインドーは、毎年1月の第1金曜日(1月1日又は2日が第1金曜日の場合は、第2金曜日)から始まり12週間を超えない期間。

ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない期間。

⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。

⑩ シーズン

本規則において、シーズンを以下のとおり定める。

イ. Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手：2月1日から翌年1月31日までの1年間

ロ. 上記以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間

⑪ 競技会期間

本規則において、競技会期間とは、各チームが所属するリーグのリーグ戦、カップ戦又は国内選手権のいずれかのうち、先に開催される競技会の最初の公式試合の日から、これらの競技会において行われる最後の公式試合の日までの期間とする。

⑫ 登録ウインドー

- (1) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間(以下「登録ウインドー」という)においてのみ登録されることができる。
- (2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

イ. 初回の登録ウインドーは、毎年1月に始まり、当該年3月の第4水曜日を最終日とする66日間

ロ. 2回目の登録ウインドーは、毎年7月に始まり、当該年8月の第3水曜日を最終日とする45日間

⑬ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑫にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。

FIFA規則(定義9:シーズン)の改正により、「登録年度」と同義となったことにより変更

改正FIFA規則の新定義を規定

FIFA規則(第6条2項)改正を受け再定義

番号ズレ修正

同上

(2)ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、**⑪**にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。

(3)以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍(「育成型期限付移籍」)については、**⑪**にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする)。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の**2月1日の前日**における満年齢とする)

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 移籍元チームのリーグより**下位のリーグのチームへの期限付移籍であること**

(4)その他FIFAが承認した場合は、**⑪**にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。

(5)本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(Jリーグ又はJFLの第1種チーム)の選手として試合に出場する場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、**⑪**の適用対象とはならない。

(2)ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、**⑫**にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする。)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。

(3)以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍(「育成型期限付移籍」)については、**⑫**にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。ただし、JクラブはJリーグの指定する方法によるものとする)。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の**12月31日**における満年齢とする)

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 移籍元チームのリーグより**上位のリーグのチームへの期限付移籍ではないこと**

(4)その他FIFAが承認した場合は、**⑫**にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。

(5)本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(Jリーグ又はJFLの第1種チーム)の選手として試合に出場する場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、**⑫**の適用対象とはならない。

同上

同上

Jリーグからの要請(満年齢基準日変更)

Jリーグからの要請(同一リーグ間も可とする)

番号ズレ修正

同上

### 3. 国内移籍

#### 3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

(2) 違反当事者が選手の場合:最大6か月の出場停止処分

#### 3-3 国内移籍の手続き

##### ② 移籍の申請・承認

(7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブへ通知する。

### 4. 国内の期限付移籍

#### ③ 移籍手続き

(4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までに定める限りではない。

### 7. トレーニング補償金(プロからプロ)

#### 7-4 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

(2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヵ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

### 12. 改正

### 3. 国内移籍

#### 3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

(2) 違反当事者が選手の場合:最大6ヵ月の出場停止処分

#### 3-3 国内移籍の手続き

##### ② 移籍の申請・承認

(7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、原則として同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブへ通知する。

### 4. 国内の期限付移籍

#### ③ 移籍手続き

(4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までに定める限りではない。

### 7. トレーニング補償金(プロからプロ)

#### 7-4 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

(2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヵ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

### 12. 改正

2024年 1月11日

表現のゆらぎ修正

例外(登録ウインドー最終週のみ水曜日承認)対応のため

表現の揺らぎ修正

表現のゆらぎ修正

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第2節 登録手続き</p> <p>第13条〔登録ウインドー〕</p> <p>(1)初回の登録ウインドーは、年度当初に設定され、12週間を超えない期間</p> <p>(2)2回目の登録ウインドーは、年度中に設定され、4週間を超えない期間</p> <p>第15条〔登録区分の登録及び変更〕</p> <p>1. 選手登録区分変更(プロ選手の登録を含む)を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>2. 前項にかかる本協会に支払うべき申請料は以下の通りとする。</p> <p>(1)プロ選手:各年度あたり10,000円</p> <p>(2)アマチュア選手からプロ選手への区分変更:1回あたり10,000円</p> <p>(3)プロ選手からアマチュア選手への区分変更:1回あたり5,000円</p> <p>第27条〔国際移籍〕</p> <p>4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。</p>	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第2節 登録手続き</p> <p>第13条〔登録ウインドー〕</p> <p>(1)初回の登録ウインドーは、年度当初に設定され、<u>8週間以上かつ</u>12週間を超えない期間</p> <p>(2)2回目の登録ウインドーは、年度中に設定され、4週間<u>以上かつ</u>8週間を超えない期間</p> <p><u>(3)2つの登録ウインドーの合計期間が16週間を超えないこと</u></p> <p>第15条〔登録区分の登録及び変更〕</p> <p>1. 選手登録区分変更(プロ選手の登録を含む)を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>2. 前項にかかる本協会に支払うべき申請料は以下の通りとする。</p> <p>(1)プロ選手:各年度あたり10,000円(<u>不課税</u>)</p> <p>(2)アマチュア選手からプロ選手への区分変更:1回あたり10,000円(<u>不課税</u>)</p> <p>(3)プロ選手からアマチュア選手への区分変更:1回あたり5,000円(<u>不課税</u>)</p> <p>第27条〔国際移籍〕</p> <p>4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。</p>	<p>FIFA規則(第6条2項)改正に伴う変更</p> <p>不課税であることを明記(インボイス制度対応)</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

<p>(1) 本人が日本<u>国内</u>に入国し<u>居住</u>していること</p> <p>(2) 本協会の依頼に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること</p> <p>(3) 次の各書類を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① パスポート(旅券)の写し</li><li>② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)</li><li>③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)</li></ul> <p>[改正]</p>	<p>(1) 本人が日本に入国し<u>滞在</u>していること</p> <p>(2) 本協会の依頼に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること</p> <p>(3) 次の各書類を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① パスポート(旅券)の写し</li><li>② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)</li><li>③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)</li></ul> <p>[改正]</p> <p><u>2024年 1月11日</u></p>	<p>適正化</p>
---	--	------------



女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(3) 契約は<u>シーズン</u>中において一方的に解除することができない。</p> <p>④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。</p> <p>(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額(以下、「控除残存報酬額」という。)とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の<u>3か</u>月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の<u>6か</u>月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。</p> <p>1-2-2 妊娠及び出産に係る女性選手の権利の保護に関する特別規定</p> <p>③ 1-2④の規定にもかかわらず、クラブが選手の妊娠及び出産等を理由に契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、以下に定める基本賠償金と制裁的賠償金の</p>	<p>女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(3) 契約は<u>競技会期間</u>中において一方的に解除することができない。</p> <p>④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。</p> <p>(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額(以下、「控除残存報酬額」という。)とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の<u>3ヶ</u>月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の<u>6ヶ</u>月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。</p> <p>1-2-2 妊娠及び出産に係る女性選手の権利の保護に関する特別規定</p> <p>③ 1-2④の規定にもかかわらず、クラブが選手の妊娠及び出産等を理由に契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、以下に定める基本賠償金と制裁的賠償金の</p>	<p>FIFA規則(第16条)改正に伴うもの</p> <p>表現のゆらぎ修正</p>

<p>合計額として計算されるものとする。</p> <p>(2) 制裁的賠償金</p> <p>当該解除された契約の平均の月額報酬の6か月分に相当する金額</p> <p>1-8 契約更新([別紙]図-2及び図-3参照)</p> <p>⑥ 移籍リストへの登録</p> <p>(6)(5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8か月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。</p> <p>2. 登録</p> <p>2-1 本協会への登録</p> <p>④ 選手登録区分申請料</p> <p>選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。</p> <p>(1) プロ選手: 各年度あたり10,000円</p> <p>(2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更: 1回あたり10,000円</p> <p>(3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更: 1回あたり5,000円</p> <p>⑩ シーズン</p> <p>本規則において、シーズンとは、<u>当該年における初回の登録ウインドー開始日から12か月の期間とする。</u></p>	<p>合計額として計算されるものとする。</p> <p>(2) 制裁的賠償金</p> <p>当該解除された契約の平均の月額報酬の6ヶ月分に相当する金額</p> <p>1-8 契約更新([別紙]図-2及び図-3参照)</p> <p>⑥ 移籍リストへの登録</p> <p>(6)(5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。</p> <p>2. 登録</p> <p>2-1 本協会への登録</p> <p>④ 選手登録区分申請料</p> <p>選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。</p> <p>(1) プロ選手: 各年度あたり10,000円(不課税)</p> <p>(2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更: 1回あたり10,000円(不課税)</p> <p>(3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更: 1回あたり5,000円(不課税)</p> <p>⑩ シーズン</p> <p>本規則において、シーズン<u>を以下のとおり定める。</u></p> <p><u>イ. WEリーグのトップチーム及び所属選手: 7月1日から翌年6月30日までの1年間</u></p> <p><u>ロ. 上記以外のチーム及び所属選手: 4月1日から翌年3月31日までの1年間</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>不課税であることを明記(インボイス対応)</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>FIFA規則(定義9:シーズン)改正により、「登録年度」と同義となったことにより変更</p>
---	---	---

⑪ 登録ウインドー

⑫ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請。)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍(「育成型期限付移籍」)については、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。))。
- イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の7月1日の前日における満年齢とする)
- ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意して

⑪ 競技会期間

本規則において、競技会期間とは、各チームが所属するリーグのリーグ戦、カップ戦又は国内選手権のいずれかのうち、先に開催される競技会の最初の公式試合の日から、これらの競技会において行われる最後の公式試合の日までの期間とする。

⑫ 登録ウインドー

⑬ 登録ウインドーの例外

- (1) ⑫にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請。)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍(「育成型期限付移籍」)については、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。))。
- イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の7月1日の前日における満年齢とする)
- ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意して

改正FIFA規則の新定義を規定

番号ズレ修正

同上

同上

同上

同上

いること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

- (4)産休のために活動を中断した選手(以下、「活動中断選手」という。)が活動を再開する場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書(書式H-4)により所属リーグに申請。))。
- (5)活動中断選手の代替として一時的に登録される選手(以下、「代替登録選手」という。)は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-5)により所属リーグに申請)。この場合、代替登録選手の契約期間は、別段の合意がない限り、契約開始日から当該活動中断選手の活動再開後の初回の登録ウインドー開始日より前の日までとする。
- (6)その他FIFAが承認した場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。
- (7)本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(WEリーグのトップチーム)の選手として試合に出場する場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、⑪の適用対象とはならない。

### 3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

(2)違反当事者が選手の場合:最大6か月の出場停止処分

### 3-3 国内移籍の手続き

#### ② 移籍の申請・承認

(7)都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラ

いること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

- (4)産休のために活動を中断した選手(以下、「活動中断選手」という。)が活動を再開する場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書(書式H-4)により所属リーグに申請。))。
- (5)活動中断選手の代替として一時的に登録される選手(以下、「代替登録選手」という。)は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-5)により所属リーグに申請)。この場合、代替登録選手の契約期間は、別段の合意がない限り、契約開始日から当該活動中断選手の活動再開後の初回の登録ウインドー開始日より前の日までとする。
- (6)その他FIFAが承認した場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする。
- (7)本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(WEリーグのトップチーム)の選手として試合に出場する場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、⑫の適用対象とはならない。

### 3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

(2)違反当事者が選手の場合:最大6ヶ月の出場停止処分

### 3-3 国内移籍の手続き

#### ② 移籍の申請・承認

(7)都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラ

同上

同上

同上

同上

表現のゆらぎ修正

例外対応のため

ブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブへ通知する。

## 7. トレーニング補償金(プロからプロ)

### 7-4 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

(2)プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30カ月以内にWEクラブとプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

## 11. 改正

ブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、原則として同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブへ通知する。

## 7. トレーニング補償金(プロからプロ)

### 7-4 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

(2)プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヶ月以内にWEクラブとプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

## 11. 改正

2024年 1月11日

表現のゆらぎ修正

プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(3) 契約は<u>シーズン</u>中において一方的に解除することができない。</p> <p>④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。</p> <p>(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額(以下、「控除残存報酬額」という。)とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の<u>3か</u>月分の平均の月額報酬に相当する金額をこれに追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の<u>6か</u>月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。</p> <p>1-4 契約更新([別紙]図-1及び図-2参照)</p> <p>⑥ 移籍リストへの登録</p> <p>(6) <u>(5)</u>にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より<u>8か</u>月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的</p>	<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p> <p>(3) 契約は<u>競技会期間</u>中において一方的に解除することができない。</p> <p>④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。</p> <p>(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額(以下、「控除残存報酬額」という。)とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の<u>3ヶ</u>月分の平均の月額報酬に相当する金額をこれに追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の<u>6ヶ</u>月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。</p> <p>1-4 契約更新([別紙]図-1及び図-2参照)</p> <p>⑥ 移籍リストへの登録</p> <p>(6) <u>(5)</u>にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より<u>8ヶ</u>月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的</p>	<p>FIFA規則(第16条)改正に伴うもの</p> <p>表現のゆらぎ修正</p> <p>同上</p>

に抹消されるものとする。

## 2. 登録

### 2-1 本協会への登録

#### ③ 選手登録区分申請料

選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。

(1) プロ選手: 各年度あたり10,000円

(2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更: 1回あたり10,000円

(3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更: 1回あたり5,000円

### 3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

(2) 違反当事者が選手の場合: 最大6か月の出場停止処分

## 8. 改正

に抹消されるものとする。

## 2. 登録

### 2-1 本協会への登録

#### ③ 選手登録区分申請料

選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。

(1) プロ選手: 各年度あたり10,000円 (不課税)

(2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更: 1回あたり10,000円 (不課税)

(3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更: 1回あたり5,000円 (不課税)

#### ⑦ 競技会期間

本規則において、競技会期間とは、各チームが所属するリーグのリーグ戦、カップ戦又は国内選手権のいずれかのうち、先に開催される競技会の最初の公式試合の日から、これらの競技会において行われる最後の公式試合の日までの期間とする。

### 3-2 移籍補償金

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

(2) 違反当事者が選手の場合: 最大6ヶ月の出場停止処分

## 8. 改正

2024年 1月11日

不課税であることを明記(インボイス制度対応)

同上

同上

改正FIFA規則の新定義を規定

表現のゆらぎ修正

フットサル選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備 考
<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 登録</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第14条〔登録区分の登録及び変更〕</p> <p>2. 前項にかかる本協会に支払うべき申請料は以下の通りとする。</p> <p>(1)プロ選手:各年度あたり10,000円</p> <p>(2)アマチュア選手からプロ選手への区分変更:1回あたり10,000円</p> <p>(3)プロ選手からアマチュア選手への区分変更:1回あたり5,000円</p> <p style="text-align: center;">第2節 移籍の手続き</p> <p>第26条〔国際移籍〕</p> <p>4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。</p> <p>(1)本人が日本国内に入国し居住していること</p> <p>(2)本協会の依頼に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること</p> <p>(3)次の各書類を添付すること</p> <p>① パスポート(旅券)の写し</p> <p>② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)</p>	<p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 登録</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第14条〔登録区分の登録及び変更〕</p> <p>2. 前項にかかる本協会に支払うべき申請料は以下の通りとする。</p> <p>(1)プロ選手:各年度あたり10,000円(不課税)</p> <p>(2)アマチュア選手からプロ選手への区分変更:1回あたり10,000円(不課税)</p> <p>(3)プロ選手からアマチュア選手への区分変更:1回あたり5,000円(不課税)</p> <p style="text-align: center;">第2節 移籍の手続き</p> <p>第26条〔国際移籍〕</p> <p>4. 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。</p> <p>(1)本人が日本に入国し滞在していること</p> <p>(2)本協会の依頼に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること</p> <p>(3)次の各書類を添付すること</p> <p>① パスポート(旅券)の写し</p> <p>② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)</p>	<p></p> <p>不課税であることを明記(インボイス制度対応)</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p></p> <p>適正化</p>



③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

[改正]

③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

[改正]

2024年 1月11日